

(別紙)

評価細目の第三者評価結果（保育所）

※すべての評価細目（48項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
〈コメント〉 理念や基本方針を明文化しています。入園式ではパワーポイントを使い、保護者にわかりやすく説明しています。また、年間を通して各クラスにも掲示することで、日々の保育の中で職員が意識を高く持って実践できるように取り組んでいます。	

Ⅰ-2 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。	
Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
〈コメント〉 社会福祉事業全体の動向や地域の各種福祉計画等は、公立保育園であることから経営環境を把握・分析した経営が行われています。園でも、園長、主任、人権保育推進委員が中心となり、各種会議で得た情報等を職員に周知しています。	
Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
〈コメント〉 子どもが安心して心地よく過ごせるように、不審者対策や転倒防止などの安全対策、保育環境の見直しを常に行っています。また、子ども・保護者の状況把握と職員会議でのケース検討、保育の振り返りなど、課題を明確にして保育の質の向上に努めています。	

Ⅰ-3 事業計画の策定

	第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
〈コメント〉 「四日市市総合計画」や「四日市市第4次学校教育ビジョン」を踏まえ、園としても地域の実情を把握した上で保育計画を策定しています。	

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉑・b・c
〈コメント〉 「四日市市第4次学校教育ビジョン」「改定保育所保育指針」に基づいて、単年度毎に「教育・保育ビジョン」「全体的な計画」を作成しています。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉑・b・c
〈コメント〉 年度末に全職員で全体計画と教育保育ビジョンの見直しを行っています。園の実情に合った計画となるようにクラス単位で話し合いクラス計画を作成しています。計画に盛り込まれた内容は職員会議で周知したり、各クラスの掲示物で確認できるようにしています。	
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉑・b・c
〈コメント〉 入園式で園長がパワーポイントを使って理念や保育方針のほか事業計画について詳しく説明しています。入園のしおりや保育室への掲示、保育業務支援システムでの情報発信などで保護者に周知しています。	

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉑・b・c
〈コメント〉 職員の資質向上と保育内容の充実をめざして、園内外の各種研修への参加や外部講師を招くなどに取り組んでいます。指導主事訪問時には公開保育やケース検討を行い、職員との意見交換や自分の保育を振り返ることで課題を明確にし、保育の質の向上に繋げています。	
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㉑・c
〈コメント〉 行事後のアンケートや保護者対応で得た情報を基に、保育サービスを振り返る機会としています。また、職員会議等で課題を明らかにし改善に取り組んでいます。改善した内容についての周知が不十分であることが職員アンケートで明らかになったため、全職員に周知する伝達の体制を作ることが望まれます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉑・b・c
〈コメント〉 園長は、園の運営方針を明らかにし、日々具体的な事案に対して職員へ指導しています。また、「事務分掌表」や「組織編成表」に基づいて職員間で連携を図り、園長不在時には主任と連携して対応しています。	

Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉 人権擁護のためのセルフチェックや個人情報保護、不適切保育などの研修機会を設けて、職員が法令遵守について正しく理解できるように努めています。また、職員会議でその都度確認し、周知徹底を図っています。		
Ⅱ-1-(2)	管理者のリーダーシップが発揮されている。	
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
〈コメント〉 職員一人一人の課題を明らかにし、各人に応じた目標や役割を考えた人材育成を行っています。職員会議やケース検討会では、保育の具体的な場面をとらえて指導することで、子どもの理解と保育内容の充実に指導力を発揮しています。		
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
〈コメント〉 クラスの状況や職員連携の状況を把握し、職員が同じ方向性を持って保育が進められるように統括しています。クラス内だけでなく横の連携も意識し、ペアクラスでの保育やサポート職員の導入などにより時間内に事務作業や保育準備が行える体制づくりに取り組んでいます。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1)	福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
〈コメント〉 人材の採用や配置に関しては、市として計画的な人材確保に努めています。新採職員に対してはトレーナー制度があり、ミドルリーダーが日々の保育や仕事の悩みを聞きアドバイスを行うことで、安心して保育が行えるようにしています。園児の状態に合わせた職員の確保や保育補助の採用なども主管課と連携しています。		
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
〈コメント〉 公立保育園であることから、人事評価基準が明確に定められた運用がされています。職員は園長による年に2回の面談や必要に応じて随時面談することで、職員の状況や思いを把握する機会としています。		
Ⅱ-2-(2)	職員の就業状況に配慮がなされている。	
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㉠・c
〈コメント〉 職員の就業状況を把握し、時間外業務の削減や職員配置・就業時間の使い方などの工夫に取り組んではいますが、職員アンケートからはワークライフバランスに配慮した取り組みを更に望む声がありました。		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		㉠・b・c
〈コメント〉 年度初めに、職員は具体的な目標設定を行い、正規職員は年2回の園長面談で、達成状況の確認とアドバイスや指導を受けています。会計年度任用職員も年2回の面談の中で、目標と職務成果を明確にした指導を受けています。		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		㉠・b・c
〈コメント〉 毎月、分野毎や外部講師による園内研修が計画的に実施されています。他にも、幼児教育センターの研修へ全職員が参加し、正規職員は階層別研修にも参加することで学びが積みあがることで職員の資質向上に繋げています。		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		㉠・b・c
〈コメント〉 年間計画に基づいた幼教研修や社協研修の他にも職員を派遣するなど全職員が必要な研修を受けることができるように環境を整えています。研修後には、職員会議で伝達研修することで他の職員の学びに繋げています。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a・㉡・c
〈コメント〉 実習生依頼があった時は積極的に受け入れ、保育者となった時の具体的なイメージがわくような実習に努めています。受入に際しては園長がオリエンテーションを行い具体的な流れやねらい等を説明していますが、その内容を文書化し他の職員にも周知して園全体で実習生をサポートする体制づくりを期待します。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		㉠・b・c
〈コメント〉 保育園ガイドや要覧などに保育理念や基本方針、教育・保育ビジョンを掲載し情報公開しています。保護者へは配布物や園内掲示、保育業務支援システムで随時情報を発信し、苦情に関しても担当窓口を設けて保護者に周知しています。		
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		㉠・b・c
〈コメント〉 4月の全体会議で「職務分掌表」に基づき、各職員の役割分担について説明しています。県監査や市の行政監査で指摘された部分については、市の管理・指導のもとに随時改善に取り組んでいます。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉 春の交通安全イベントへの参加や、人権プラザと連携したプルトップの回収、キッズスクールへの職員派遣（人形劇）など、子どもと地域との交流を積極的に行っています。また、同じ地区にある幼稚園や保育園の5歳児とも定期的に交流しています。	
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉡・c
〈コメント〉 公立保育園として、ボランティア等の受入の基本姿勢を明確にし、中学生などの職場体験や保育体験を実施しています。今後の受け入れに際しては、オリエンテーション等で説明する注意事項や流れなどを文書化した対応が望まれます。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
〈コメント〉 児相・こども家庭課とは、気になる園児や家庭支援が必要な保護者の見守り、状況把握、相談等の連携があり、地域の保幼小中、主任児童委員、民生委員とは、子育てネットワーク会議等で気になる児童の情報共有を行っています。また、警察や病院などの機関とは、万が一の時に備えて連絡が取れる体制づくりに努めています。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている	㉠・b・c
〈コメント〉 毎週木曜日に、主任児童委員と連携して「遊ぼう会」を開催し、地域の就学前の子どもたちの遊びの場や保護者同士が集まって話をする場を提供することで、地域の福祉ニーズを把握しています。	
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
〈コメント〉 「遊ぼう会」には主任児童委員が参加し、遊びの場の提供と、園職員による保護者の育児相談を実施しています。地区市民センターで開催する「すくすくサロン」や、園職員も参加する「キッズスクール」も保護者に紹介しています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉 子どもが保育者と「応答的なやり取り」をする中で愛着関係を育み、自己肯定の感情を持ち、互いを認め合う子どもを目ざしています。「応答的なやり取り」について職員が理解を深められるように、各担任が子どもとの関わりの中で心が通じたと感じた事をエピソードとして記述し、他の職員に回覧することで各職員の学びに繋げています。	
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・㉡・c
〈コメント〉 プライバシー保護については、職員アンケートからも配慮した保育を行っていることが伺え、プールの着替えなどでは、つい立て仕切るなどの配慮をしています。今後は、保育園として統一した保育・対応ができるように規定やマニュアル等を整備して、職員に周知することが望まれます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
〈コメント〉 保育園選択に必要な情報は、市のホームページや地区市民センターに入園案内などを設置しています。見学希望者には要覧等を使い、主任が分かりやすく説明しています。	
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
〈コメント〉 入園時には、園の概要や入園のしおり、パワーポイントを使って保護者にわかりやすく説明しています。また、外国籍家庭には便りの翻訳を外部依頼し母国語で情報が得られるようにしたり、配慮が必要な家庭には個別に対応しています。長時間保育などは個別に園長と保護者が面談の上、了解を得て保育時間を決めています。	
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉 市内の公立保育園間で転園する場合は、経過記録等の書類を渡し必要な情報を共有しています。市外や県外への転園の場合は、市の主管課と連携を取りながら適切な対応に努めています。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。	
Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉 保護者会に園長・主任が参加し行事等の取り組みを伝えたり、保護者の要望を把握しています。行事後のアンケートやクラス懇談会で出た意見や要望などは、職員間で共有し検討することで子どもの満足向上に繋げています。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		㉠・b・c
〈コメント〉 苦情解決責任者や相談窓口などを記載したポスターを事務所入り口に掲示して保護者に周知しています。園長は何事も記録が大切との考えから、「苦情記録簿」には小さな苦情に関してもその内容や対応について具体的に記録されています。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。		㉠・b・c
〈コメント〉 保護者とは日頃から話がしやすい雰囲気づくりとコミュニケーションを大切にしています。相談がある場合には、話しやすいスペースを確保し随時対応しています。相談内容は個人ファイルに記録を残すとともに、朝礼や保育の打ち合わせ時に職員と情報共有しています。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		a・㉠・c
〈コメント〉 保護者からの相談や意見を主任・園長を中心に傾聴の姿勢で丁寧に聞き取り、素早い対応を心掛けるとともに、職員にも翌日の朝礼で報告するなど園として迅速対応に努めています。相談内容については、相談・意見記録簿などの書式を別途設けて管理する取り組みを望みます。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		㉠・b・c
〈コメント〉 「保育園・こども園危機管理マニュアル」により、緊急時の対応について職員間で共有しています。また、「ヒヤリハット」「事故報告書」への記録を行い、職員会議等で対策や改善策を話し合い、安心・安全面での見直しを行っています。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		㉠・b・c
〈コメント〉 保育士協会作成の「感染症と対策」や厚労省作成の「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、予防や発生時の対応について職員周知しています。保護者へは、掲示や保育業務支援システム等で情報発信したり、主管課からの保健だよりも毎月配信するなど保護者の意識啓発に努めています。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		㉠・b・c
〈コメント〉 災害時の避難マニュアルに基づいて、毎月の避難訓練や消防との合同訓練を行い、そこで明らかになった反省点や改善点を次回の訓練に活かしています。安否確認は保育業務支援システムを活用しており、アレルギー対応の非常食（職員と子ども3日分）が備蓄リストで在庫と期日管理がされています。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉠・b・c
〈コメント〉 調乳や離乳食の作り方等、保育の場面場面での保育マニュアルがあり、職員は保育の振り返りと再確認のために、マニュアルを日常的に活用しています。	
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c
〈コメント〉 マニュアルについては、0歳児保育や離乳食、給食提供食材の対応などの改訂内容について、離乳会議などでチェックしてマニュアルの見直しを行っています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	㉠・b・c
〈コメント〉 児童票や幼児生活調査票、入園児の面接、保護者面談で家庭状況や保護者の子どもへのかかわり等について把握しています。3歳未満児と個別の配慮が必要な子どもは個別指導計画を作成しています。	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉 毎月、3歳以上児、3歳未満児の会議や全職員の会議時に指導計画の見直しを行っています。また、保育の指導は主任を中心に行い、担任と評価、反省、次月の指導計画を作成し、園長が最終確認することで計画の見直しを行っています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
〈コメント〉 日々の子どもの様子に関しては、3歳未満児は個別指導計画に、3歳以上児は保育要録に育ちの状況を記録し、職員会議などで情報共有しています。記録内容や書き方については、主任がチェックして指導しています。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
〈コメント〉 「個人情報保護規定」を整備し、個人情報文書等は適切に施錠管理しています。年度初めやその都度、園としての取扱いについて職員に周知徹底し、保護者にも行事や保育参加時にSNSへの写真や画像投稿について注意喚起しています。	

評価対象Ⅳ 三重県独自基準

Ⅳ-1 地域項目

		第三者評価結果
Ⅳ-1 地域に開かれた施設運営が適切に行われている。		
Ⅳ-1-①	子育て経験者との連携がとれている。	a・㉔・c
〈コメント〉 「おるだけボランティア」等の受け入れを行っています。今後は、地域の高齢者施設や老人会、自治会等の子育て経験者との連携を期待します。		
Ⅳ-1-②	子供の安全確保について地域との相互協力体制の構築を行っている。	㉔・b・c
〈コメント〉 園長は青少年育成会議などの地域会議や行事に参加し、園の様子を伝えています。その他にも、子育てネットワーク会議で情報共有したり、保幼小中での連携では、危険が及び案件などを速報で情報共有しています。		
Ⅳ-1-③	地域の環境保護に貢献している。	㉔・b・c
〈コメント〉 子どもの散歩前の職員下見でゴミ拾いをしたり、生活を共にする大人の姿勢を子どもたちが見ていることを保育者が意識して、子どもと一緒に溝掃除や落ち葉掃きをしています。園内での清掃活動や節水、ゴミの分別などにより、環境保護への意識が育む保育に取り組んでいます。		